

町県民税(兼国民健康保険税)申告書の記入の仕方

表面

◇令和7年中(令和7年1月~12月)の所得・控除等についての申告です。

- ・収入金額、所得金額、所得控除等について、本紙(記入の仕方)を参考に申告書を作成してください。
- ・令和7年中に収入がなかった方、非課税収入(遺族年金・障害年金・雇用保険など)がある方は、裏面16「その他の参考事項」の該当欄に記入してください。
- ・**個人番号**欄について、申告者本人や扶養親族について個人番号(マイナンバー)の記入が必要ですので、該当する欄については漏れなく記入してください。
- ・申告書を提出する際には、所得の内容がわかるもの(源泉徴収票など)、控除の内容がわかるもの(控除証明書など)、個人番号の確認ができるもの(マイナンバーカードなど)、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。
- ・郵送される方は上記書類を同封してください。(個人番号と本人確認ができるものについては写しを同封してください)

収入金額・所得金額の記入の仕方

①営業所得②農業所得③不動産所得

所得金額は、裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入して算出してください。
事業専従者がある場合は、裏面の「11 事業専従者に関する事項」に記入してください。

⇒ 所得金額を①~③に記入してください。

④利子所得

国外の銀行等に預けた預金の利子などで、源泉徴収されないものを申告してください。
収入金額を「工」に記入します。
また、収入金額と所得金額は同額となります。

⇒ 「工」の金額を④に記入してください。

⑤配当所得

所得金額は、裏面の「8 配当所得に関する事項」に記入して算出してください。

⇒ 算出した所得金額を⑤に記入してください。

⑥給与所得

源泉徴収票の支払金額(=収入金額)を「力」に記入します。

⇒ 所得金額を⑥に記入してください。

- ・源泉徴収票の所得控除後の金額が所得金額です。
- ・源泉徴収票が2枚以上ある場合や所得金額が不明な場合は、裏面速算表の「表1」により所得金額を算出してください。

(※日給などの給与所得者で源泉徴収票がない方は、裏面の「6 給与所得の内訳」にも必ず記入してください。)

⑦雑所得(公的年金等)

源泉徴収票の支払金額(=収入金額)を「キ」に記入します。

所得金額は、裏面速算表の「表2」で算出してください。

⇒ 算出した所得金額を⑦に記入してください。

(注意: 公的年金等の雑所得以外にその他の雑所得がある場合、⑩は合計を記入してください。)

⑧⑨雑所得(業務)・(その他)

◆業務・・・原稿料、講演料などの副業の収入に係る収入金額を「ク」に記入します。

◆その他・・・個人年金などの収入金額を「ケ」に記入します。

所得金額は、裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入して算出してください。

⇒ 所得金額は、裏面速算表の「表3、4」で算出し、所得金額を⑧⑨に記入してください。

注意: 業務・その他の雑所得以外に公的年金等の雑所得がある場合、⑩に合計金額を記入してください。

⑪総合譲渡(短期・長期)所得・一時所得

所得金額は、裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して算出してください。

⇒ 所得金額を⑪に記入してください。

所得控除等の記入の仕方

⑬社会保険料控除 ⑭小規模企業共済等掛金控除

○社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの社会保険料。

小規模企業共済法の規定による共済掛金や心身障害者扶養共済掛金など。

※いずれも令和7年中に実際に支払った金額が対象となります。

長与町様 令和8年度		町県民税申告書	
住	1月1日 長与町	所	在
フリガナ		生年月日	昭和大正平成年月日
氏名		個人番号	電話
世帯主		職業	
1	事業等ア	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
2	農業等①	社会保険料控除	
3	不動産タ	生命保険料控除	
4	利子手エ	公的年金等キ	
5	配当オ	その他ケ	
6	給与カ	総合譲渡コ	
7	公的年金等キ	長与サ	
8	利子タ	一時シ	
9	配当オ	事業等①	
10	給与カ	農業等②	
11	総合譲渡コ	不動産タ	
12	一時シ	利子手エ	
13	事業等①	配当オ	
14	農業等②	給与カ	
15	不動産タ	利子手エ	
16	利子手エ	配当オ	
17	配当オ	給与カ	
18	利子手エ	利子手エ	
19	配当オ	利子手エ	
20	給与カ	利子手エ	
21	利子手エ	利子手エ	
22	配当オ	利子手エ	
23	利子手エ	利子手エ	
24	利子手エ	利子手エ	
25	利子手エ	利子手エ	
26	利子手エ	利子手エ	
27	利子手エ	利子手エ	
28	利子手エ	利子手エ	
29	利子手エ	利子手エ	
30	利子手エ	利子手エ	
31	利子手エ	利子手エ	
32	利子手エ	利子手エ	
33	利子手エ	利子手エ	
34	利子手エ	利子手エ	
35	利子手エ	利子手エ	
36	利子手エ	利子手エ	
37	利子手エ	利子手エ	
38	利子手エ	利子手エ	
39	利子手エ	利子手エ	
40	利子手エ	利子手エ	
41	利子手エ	利子手エ	
42	利子手エ	利子手エ	
43	利子手エ	利子手エ	
44	利子手エ	利子手エ	
45	利子手エ	利子手エ	
46	利子手エ	利子手エ	
47	利子手エ	利子手エ	
48	利子手エ	利子手エ	
49	利子手エ	利子手エ	
50	利子手エ	利子手エ	
51	利子手エ	利子手エ	
52	利子手エ	利子手エ	
53	利子手エ	利子手エ	
54	利子手エ	利子手エ	
55	利子手エ	利子手エ	
56	利子手エ	利子手エ	
57	利子手エ	利子手エ	
58	利子手エ	利子手エ	
59	利子手エ	利子手エ	
60	利子手エ	利子手エ	
61	利子手エ	利子手エ	
62	利子手エ	利子手エ	
63	利子手エ	利子手エ	
64	利子手エ	利子手エ	
65	利子手エ	利子手エ	
66	利子手エ	利子手エ	
67	利子手エ	利子手エ	
68	利子手エ	利子手エ	
69	利子手エ	利子手エ	
70	利子手エ	利子手エ	
71	利子手エ	利子手エ	
72	利子手エ	利子手エ	
73	利子手エ	利子手エ	
74	利子手エ	利子手エ	
75	利子手エ	利子手エ	
76	利子手エ	利子手エ	
77	利子手エ	利子手エ	
78	利子手エ	利子手エ	
79	利子手エ	利子手エ	
80	利子手エ	利子手エ	
81	利子手エ	利子手エ	
82	利子手エ	利子手エ	
83	利子手エ	利子手エ	
84	利子手エ	利子手エ	
85	利子手エ	利子手エ	
86	利子手エ	利子手エ	
87	利子手エ	利子手エ	
88	利子手エ	利子手エ	
89	利子手エ	利子手エ	
90	利子手エ	利子手エ	
91	利子手エ	利子手エ	
92	利子手エ	利子手エ	
93	利子手エ	利子手エ	
94	利子手エ	利子手エ	
95	利子手エ	利子手エ	
96	利子手エ	利子手エ	
97	利子手エ	利子手エ	
98	利子手エ	利子手エ	
99	利子手エ	利子手エ	
100	利子手エ	利子手エ	
101	利子手エ	利子手エ	
102	利子手エ	利子手エ	
103	利子手エ	利子手エ	
104	利子手エ	利子手エ	
105	利子手エ	利子手エ	
106	利子手エ	利子手エ	
107	利子手エ	利子手エ	
108	利子手エ	利子手エ	
109	利子手エ	利子手エ	
110	利子手エ	利子手エ	
111	利子手エ	利子手エ	
112	利子手エ	利子手エ	
113	利子手エ	利子手エ	
114	利子手エ	利子手エ	
115	利子手エ	利子手エ	
116	利子手エ	利子手エ	
117	利子手エ	利子手エ	
118	利子手エ	利子手エ	
119	利子手エ	利子手エ	
120	利子手エ	利子手エ	
121	利子手エ	利子手エ	
122	利子手エ	利子手エ	
123	利子手エ	利子手エ	
124	利子手エ	利子手エ	
125	利子手エ	利子手エ	
126	利子手エ	利子手エ	
127	利子手エ	利子手エ	
128	利子手エ	利子手エ	
129	利子手エ	利子手エ	
130	利子手エ	利子手エ	
131	利子手エ	利子手エ	
132	利子手エ	利子手エ	
133	利子手エ	利子手エ	
134	利子手エ	利子手エ	
135	利子手エ	利子手エ	
136	利子手エ	利子手エ	
137	利子手エ	利子手エ	
138	利子手エ	利子手エ	
139	利子手エ	利子手エ	
140	利子手エ	利子手エ	
141	利子手エ	利子手エ	
142	利子手エ	利子手エ	
143	利子手エ	利子手エ	
144	利子手エ	利子手エ	
145	利子手エ	利子手エ	
146	利子手エ	利子手エ	
147	利子手エ	利子手エ	
148			

町県民税(兼国民健康保険税)申告書の記入の仕方

6 納付の内訳

給与所得がある方で、源泉徴収票がない場合は内訳を記入してください。

⇒ 合計金額を表面の収入金額欄の「力」に記入してください。
所得金額は速算表の「表1」により算出し、表面の所得金額⑥に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

事業(営業・農業等)所得、不動産所得がある方は、収入金額と必要経費額について記入してください。

⇒ 収入金額を表面の収入金額欄の「ア」、「イ」、「ウ」に記入してください。
所得金額(=収入金額-必要経費)を表面の所得金額欄の①、②、③に記入してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得とは法人から受ける利益の配当、投資信託等の収益の分配のことです。

⇒ 収入金額を表面の収入金額欄の「オ」に記入してください。
所得金額(=収入金額-必要経費)を表面の所得金額欄の⑤に記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑所得(公的年金等以外)がある方は、内訳を記入してください。

⇒ 所得金額(=収入金額-必要経費)をそれぞれ表面の所得金額欄の⑧、⑨に記入してください。

(※所得金額⑩は公的年金等の雑所得と業務・その他雑所得の合計金額となります。)

6 納付の内訳

6 納付の内訳 (日などの納付済みのもので、源泉徴収票のない人は記入してください)			
月	日	給付	月
1		円	円
2		円	円
3		円	円
4		円	円
5		円	円
6		円	円
7		円	円
8		円	円
9		円	円
10		円	円
11		円	円
12		円	円
賞与等		円	円
合計		円	円
勤務先所在地		円	円
勤務先名		円	円
電話番号		円	円

7 事業・不動産所得に関する事項				
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
1	円	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計		円	円	円
国外株式等に係る 個人所得控除額		円	円	円

8 配当所得に関する事項				
配当所得の種類	支払者の名称	支払確定年月	収入金額	必要経費
1	円	・	円	円
2		・		
3		・		
4		・		
5		・		
6		・		
7		・		
8		・		
9		・		
10		・		
11		・		
12		・		
合計		円	円	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項				
収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
1	円	円	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計		円	円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡とは機械やゴルフ会員権、自動車、書画、骨董などの資産の譲渡のことです。

対象資産の保有期間が5年以内であれば短期となり、5年を超えるものは長期となります。

一時所得とは生命保険契約に基づく一時金や賞金、懸賞当選金、競馬等の払戻金のことです。

該当欄へ内訳を記入してください。

⇒ 所得金額の短期「イ」、長期「ロ」、一時「ハ」の金額を表面の収入金額欄の「コ」、「サ」、「シ」にそれぞれ記入してください。
合計「ニ」の金額を表面の所得金額⑪に記入してください。

※特別控除額は50万円ですが、差引金額が50万円に満たない場合は、差引金額が限度額となります。

11 事業専従者に関する事項

事業(営業・農業等)所得、不動産所得がある方で、専従者給与を経費に計上した場合は、氏名、個人番号、生年月日等の内容を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

申告者本人と住所が異なる扶養親族について氏名、個人番号、住所を記入してください。

扶養親族等が、国外居住(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない)場合には、「国外居住」の該当する項目にチェックをしてください。

国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を住民税申告書に添付または提出の際に提示する必要があります。

13 その他の参考事項

前年に収入(所得)がなかった方、非課税収入がある方は、1~6のいずれかへ記入してください。

町県民税非課税の方でも所得証明の取得、国民健康保険税の軽減や福祉サービスなどの関係で申告が必要になります。

<速算表>

表1【給与所得】 ⇒ 所得金額欄 納付⑥へ記入

A

給与等の収入金額 (税込)	納付「力」の金額
円	円

B

納付「力」の金額
円

C

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

SS

TT

UU